

# 国から地方へ 税源移譲

## 平成19年度から

# 住民税の税率が変わります

国によって進められてきた三位一体改革の一環として、国の所得税から地方の住民税へ3兆円の税源移譲が行われることになりました。それに伴い、現在皆さんに納めていただいている住民税の内容が平成19年度から変わります。今月はその概要をお知らせします。

### 地方でできることは地方に

国は、地方公共団体が自主性を発揮し、より身近な行政サービスを行うことができるよう「国から地方へ」をテーマにした三位一体改革を行ってきました。

現在、地方公共団体は、国が国税として集めた財源の中から補助金を受け取るという、必ずしも自主性が高いとはいえない行財政システムをとっています。そこで、地方公共団体が自主的に財源の確保を行い、市民皆さんにとって本当に必要な行政サービスを自らの責任でより効率的に行えるよう国税から地方税へ、税そのものの形で3兆円の税源移譲が行われることに

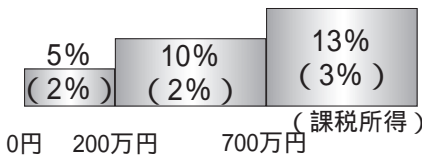
なりました。

今年度市には、国から9億5千600万円(18年度予算)の交付が予定されていますが、これに変わる財源が税源移譲されることとなります。

### 住民税の税率を10%に統一

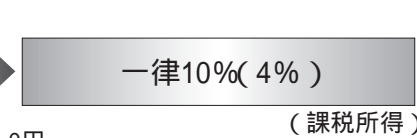
現在、住民税所得割の税率は皆さんの所得に応じて、3段階の超過累進構造になっています。これを、来年度からは、所得の多い少ないに関わらず、一律10%の比例税率構造に変更することになりました。これによって、高額所得者の多い地域に税収が集中することなく税源移譲が可能になります。

平成18年度までの住民税率



(例) 課税所得が300万円の場合  
 $200万円 \times 5\% + (300万円 - 200万円) \times 10\% = 20万円$

平成19年度からの住民税率



(例) 課税所得が300万円の場合  
 $300万円 \times 10\% = 30万円$

図中の住民税の税率は、市民税と県民税を合わせたものです  
 ( )内は県民税の税率です

### 税負担は変わりません

今回、住民税所得割の税率を10%の比例税率化したことに伴

## 税の基礎知識

### ● 税源移譲とは？

税源移譲とは、補助金に代わる地方公共団体の新たな財源として国が集めている税金のうちの一定の部分を、地方が集めることができるようにすることです。

### ● 住民税とは？

市民税と県民税を合わせて住民税と言います。県民税は、市民税とともに市が徴収し、市から県に納めます。住民税は、均等に負担する、均等割(年額4千円)と所得に応じて負担する、所得割からなります。前年の所得に対して翌年課税され、6月から納めていただきます。平成18年6月から納めている住民税は、17年中の所得に対して課税される18年度の住民税です。18年1月1日に住民票のある市町村に全額を納めます。

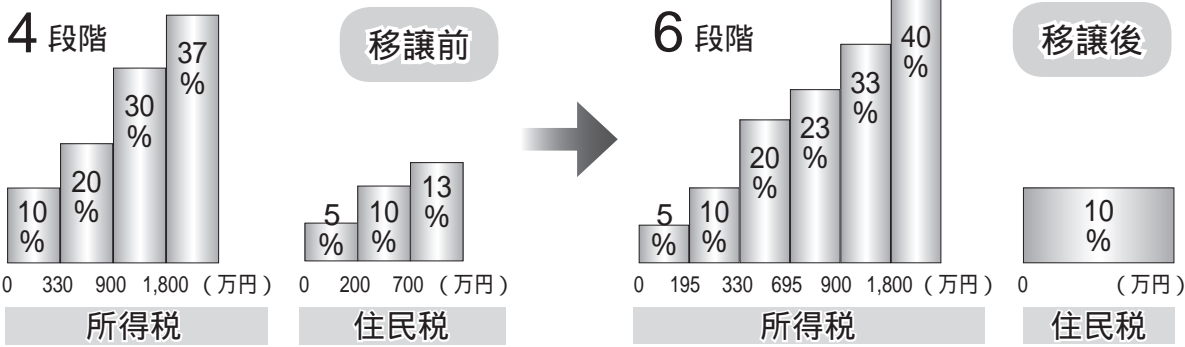
### ● 住民税の納税方法は？

普通徴収と特別徴収の2種類の納税方法があります。

普通徴収(年金所得の方)、自営業などの所得の方)：6月上旬に送付される納税通知書により、金融機関で納めます。(口座振替も可)納期は、6月末、8月末、10月末、翌年の1月末です。

特別徴収(給与所得の方)：給

## ●住民税と所得税の税率の変化



図中の住民税の税率は、市民税と県民税を合わせたものです

## ●独身者の税負担の変更モデル

| 税源移譲前 (円) |         |         |           | 税源移譲後 (円) |         |           |
|-----------|---------|---------|-----------|-----------|---------|-----------|
| 給与収入      | 所得税     | 住民税     | 合計        | 所得税       | 住民税     | 合計        |
| 300万円     | 124,000 | 64,500  | 188,500   | 62,000    | 126,500 | 188,500   |
| 500万円     | 258,000 | 163,000 | 421,000   | 160,500   | 260,500 | 421,000   |
| 700万円     | 474,000 | 307,000 | 781,000   | 376,500   | 404,500 | 781,000   |
| 1,000万円   | 966,000 | 553,000 | 1,519,000 | 868,500   | 650,500 | 1,519,000 |

税源移譲後も皆さんの税負担は変わりません

## ●夫婦 + 子ども二人の税負担の変更モデル

| 税源移譲前 (円) |         |         |           | 税源移譲後 (円) |         |           |
|-----------|---------|---------|-----------|-----------|---------|-----------|
| 給与収入      | 所得税     | 住民税     | 合計        | 所得税       | 住民税     | 合計        |
| 300万円     | 0       | 9,000   | 9,000     | 0         | 9,000   | 9,000     |
| 500万円     | 119,000 | 76,000  | 195,000   | 59,500    | 135,500 | 195,000   |
| 700万円     | 263,000 | 196,000 | 459,000   | 165,500   | 293,500 | 459,000   |
| 1,000万円   | 688,000 | 442,000 | 1,130,000 | 590,500   | 539,500 | 1,130,000 |

一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています

上記は税源移譲による負担変動を示すものです。このほか平成19年分所得税、19年度分住民税から定率減税が廃止されるなどの影響があります

夫婦 + 子ども二人の場合、子どものうち一人が特定扶養親族に該当するものとしています

問合せ市民税課へ 内線1093

国が集める国税(所得税)の税率構造も見直されます。所得税の税率は住民税とは逆に最低税率を10%から5%に引き下げ、最高税率は37%から40%に引き上げになります。また、配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの人的控除の差に対応した減額措置(調整控除)なども講じられます。これらの措置により、税源移譲の前後で住民税 + 所得税の納税者の負担は変わりません。

**変更は平成19年度分から**

住民税は平成19年度分から適用になります。普通徴収の方は、19年6月上旬に送付される納税通知書で納めていただく分から、特別徴収の方は、19年6月の給与から天引きされる分からです。

所得税に関しては、19年の源泉徴収分が20年の確定申告(2月16日~3月15日)で納めていただく分から変更になります。

19年度の住民税の具体例については、12月号の広報さやまと同時に配布する資料でお知らせします。また、調整控除額の算出方法などの詳しくは、市の公式ホームページをご覧ください。

### ●所得税とは？

所得税は1年間の所得に対して、その年に課税され、国に納める税金です。給与所得者は、毎月の給与やボーナスから概算額で源泉徴収され、12月の年末調整で清算されます。それ以外の方は、翌年の確定申告期間(2月16日~3月15日)に申告し、納税します。

### ●課税所得とは？

給与や事業収入などは税法上「収入」と呼ばれるものです。「課税所得」とはこの「収入」から給与所得控除もしくは経費や基礎控除、扶養控除などといった諸控除を差し引いた金額です。この「課税所得」に税率をかけたものが「税額」になります。

### ●所得控除とは？

所得控除とは本人の申告に基づき、配偶者や扶養家族の有無など個人的な状況による担税力に依り、一定の額を所得金額から差し引き税金を計算するための制度です。所得控除には扶養控除、医療費控除、障害者控除などがあります。